## 徳島県環境影響評価条例等の改正について(素案)

#### <u>1.「放射性物質」についての除外規定の</u>削除【条例】

#### ●内容

「放射性物質」については、これまで環境アセスメントの評価項目の除外規定とされていたが、除外規定を削除する。

## 2. 戦略的アセスメント(配慮書)の導入【条例】

#### ●内容

戦略アセスメントは、「事業実施」段階で環境アセスメントを実施していたものを「事業計画」段階で実施することにより、複数案を比較・検討するなど、環境への影響を更に低減させる制度。

#### 3. 風力発電事業を対象事業に追加【規則】

●内容

風力発電事業を、環境アセスメントの対象事業に追加する。

#### ●対象規模

法) 第 1 種事業 10,000kW 超 第 2 種事業 7,500 ~ 10,000kW

条)<u>第1種事業 7,500 ~ 10,000kW(義務)</u> 第2種事業 5,000 ~ 7,500kW(任意)

# 4. その他

#### ●内容

法改正に伴い必要となる所要事項の改正を実施する。 (電子縦覧・方法書の説明会の義務化等)

## <u>5. スケジュール</u>

平成27年6月1日 条例施行(予)